令和5年第6回坂町議会定例会

会議録(第1号)

	r			-		A Z _ L _ D _ D _ (D)	
1.	袑	集	年	月	H	令和5年6月5日(月)	

- 2. 招集の場所 坂町議会議場
- 3. 開会 (開議) 令和5年6月5日 (月)

4. 出席議員(12名)

 1番 折 中
 智 君
 2番 岡 村 繁 範 君

 3番 縫 部 逸 都 君
 4番 池 脇 雅 彦 君

 5番 向 田 清 一 君
 6番 末 吉 克 巳 君

 7番 安 竹 正 君
 8番 光 岡 美 里 君

 9番 中 川 ゆかり 君
 10番 柚 木 喬 君

 11番 奥 村 富士雄 君
 12番 川 本 英 輔 君 (議長)

5. 欠席議員

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 田 隆 行 君 副 町 長 村 上 明 雄 君 教 育 長 枝 廣 泰 知 君 技 監 錦織直紀君 情報政策監 鳴川雅彦君 総務部長 車 地 孝 幸 君 民 生 部 長 藤 本 大一郎 君 教育次長 坂本孝博君 総務課長 西谷伸治君 企画財政課長 山本 保君 税務住民課長 河野宏明君 民生課長 宮本隆一君

保険健康課長 増 木 梨 江 君

環境防災課長 窪 野 稔 君

産業建設課長 川 上 宏 規 君

都市計画課長 松谷展裕君

学校教育課長 藤原文代君

生涯学習課長 福嶋浩二君

会計管理者兼出納室長 槇尾 伸君

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西谷信樹君

主 事 梅田勝平君

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議会」

- (1)総務厚生委員会報告
 - (2) 産業文教委員会報告
 - (3) 監査委員報告

「行 政」

(1) 町長報告

議事

日程第1 「会議録署名議員の指名」

日程第2 「会期の決定」

日程第3 報告第4号 「令和4年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書

について」

日程第4 報告第5号 「令和4年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書

について」

日程第5	報告第6号	「令和4年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費
		繰越計算書について」
日程第6	報告第7号	「令和4年度坂町下水道事業特別会計事故繰越し
		繰越計算書について」
日程第7	報告第8号	「令和4年度坂町土地開発公社の経営状況及び令
		和5年度事業計画の報告について」
日程第8	議案第36号	「令和5年度坂町一般会計補正予算(第4号)」
日程第9	議案第37号	「嶽橋災害復旧工事変更請負契約の締結について」
日程第10	議案第38号	「坂町税条例の一部改正について」
日程第11	発議第2号	「坂町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
		の制定について」
日程第12	発議第3号	「総合計画調査特別委員会の設置について」
日程第13	発議第4号	「議会改革推進特別委員会の設置について」
日程第14		「一般質問」
$\sim\sim\sim\sim\sim$	~~~~~~~	~()~~~~~~~~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

- ○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。
- ○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。

議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日から令和5年第6回坂町議会定例会を開会いたしますが、1期生の議員の各位におかれましては、議員としての自信はもとより、思いのままに積極的な質疑に努めていただきたいと思います。

それでは、議員各位の議事進行に御協力をよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回坂町議会

定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和5年第6回坂町議会定例会 が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、8件の案件につきまして御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いをいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) それでは、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 総務厚生委員会報告。

安竹総務厚生委員長。

○7番(安竹 正議員) 総務厚生委員会報告を行います。

令和5年6月2日に委員会を開き、今年度に行う活動計画を作成いたしました。

6月23日に委員会関係課8課による所管事務調査を行うほか、7月には地域おこし協力隊活動事業について、8月には障害者福祉施設関連について、10月には出水期における対応について、11月には母子保健事業について、1月には地方創生移住支援事業についてなどを協議することとしております。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります。

- ○議長(川本英輔議員) 報告2 産業文教委員会報告。 光岡産業文教委員長。
- ○8番(光岡美里議員) 産業文教委員会報告を行います。

令和5年6月2日に産業文教委員会を開き、今年度に行う計画を作成いたしました。 6月28日に産業文教委員会関係4課の所管事務調査を行うほか、10月には循環 バスの現状について、11月にはコロナ禍明けの留守家庭放課後子ども教室の活動に ついて、1月には不登校児童生徒等の各小中学校の取組について、2月には県道の進 捗状況についてなど、それぞれ担当課から説明を求め、協議することとしております。 以上、産業文教委員会報告を終わります。

- ○議長(川本英輔議員) 報告3 監査委員報告。 中川監査委員。
- ○9番(中川ゆかり議員) 監査報告を行います。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査を行いました。令和5年2月分を3月22日に代表監査委員である田村好孝氏、奥村冨士雄前監査委員が、令和5年3月分を4月26日に田村好孝代表監査委員が、令和5年4月分を5月22日に田村好孝代表監査委員と私、中川ゆかりの2人がそれぞれ実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納 は適正であると認めます。

以上で、監査報告を終わります。

○議長(川本英輔議員) 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) それでは、諸般の報告をいたします。

去る5月11日、東京都赤坂御苑において、天皇、皇后両陛下主催の園遊会が開催 され、私が出席をしました。

5年ぶりの開催となった会では、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、例年の 半数程度、約千名の方々が招待され、両陛下はマスクを着用し、時折雨が強く降る中、 多くの招待者と親しく懇談されました。

また、5月中旬から下旬にかけまして、東京都で各種事業の総会等が開催され、私 が出席をいたしました。

5月17日の道路整備促進期成同盟会通常総会及び「命と暮らしを守る道づくり全国大会」では、通常総会におきまして、令和4年度事業報告、決算報告、役員の改選、令和5年度事業計画及び令和5年度予算案が審議され、全会一致で承認されました。

総会後の「命と暮らしを守る道づくり全国大会」では、国土強靭化の加速化等による安全・安心の確保、コロナ禍からの回復に向けた地域経済の復興、地方創生回廊による持続可能な分散型の国づくり等を早期に実現するための八つの要望事項の決議案が採択され、終了後には国会議員、関係省庁への要望活動を行いました。

なお、決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

5月25日の全国治水砂防協会通常総会では、令和4年度事業報告、決算報告、令和5年度事業計画、予算及び役員改選が審議され、全会一致で承認されました。

総会終了後には国土交通省三上砂防部長から「被災地の近況とこれからの砂防」と 題し、様々な自然災害とその事前防災対策について、全国各地の事例を基に講演があ りました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(川本英輔議員) 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、 4番池脇雅彦議員、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの4日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から6月8日までの4日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第4号「令和4年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」 を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第4号「令和4年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和4年度坂町一般会計補正予算第9号、第10号及び第11号で議決をいただきました三世代同居等推奨事業500万円、ほか14件をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

- ○10番(柚木 喬議員) 計算書、一覧表をいただきまして、これ、たしか約15項目、裏表ありますね。いうことの内容で、実はこれを合算した金額いうのは出していいんかどうか分からんけど、金額に対する翌年度繰越額の合算額の約93%が繰越しになってるんですね、15号事業のうちの。ちょっといろいろといわゆる特定財源、未収入特定財源とか様々な事情はあると思うんですが、約93%の繰越しいうたら、消化が約5,500万円しか消化されてないんです。だからちょっと、これ、一部、まずは個々にどうのこうのじゃなくて、多過ぎるんじゃないかと思うんじゃけど、その辺の予算の執行状況いうのはどういうような状況になってるんかお答えください。
- ○議長(川本英輔議員) 山本企画財政課長。
- ○企画財政課長(山本 保君) 繰越明許費につきましては、金額と記載しております 欄につきましては、補正予算で議会の皆様に議決いただいております繰越限度額でご

ざいます。その当時には、2月とか3月に繰越限度額ということで、この程度の金額を繰り越すであろうということで議決をいただきまして、結果的に4月に入りまして、93%ですか、その額を繰り越すということに決まったということで、予算が執行されていないとか、そういったことではございません。

以上でございます。

- ○議長(川本英輔議員) 柚木議員。
- ○10番(柚木 喬議員) 個々にいうのはちょっと何か難しいんですが、1ページ目にいわゆる一般財源から出る、うめじろう饅頭等々の下に書かれているクーポン券とか、一般財源に係る問題、これらは事業を早めに執行したらなくなる内容じゃないかと思うんですが、その辺はどんなでしょうか。
- ○議長(川本英輔議員) 山本課長。
- ○企画財政課長(山本 保君) お答えいたします。

各事業とも諸事情がございまして、年度内に執行できないという事業だけを繰り越すようにいたしておりますので、個々、例えば三世代同居等でございましたら、家を新築される場合に交付決定を3月に出します。おうちが完成をしたら交付金を支払うわけなんですが、家を建てるのには1年程度かかったりしますので、どうしても年度内に執行ができないという、そういった諸事情がどの事業にもございまして、致し方なく繰り越しているものでございます。

以上でございます。

○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第5号「令和4年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」 を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時18分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長(吉田隆行君) 大変失礼をいたしました。

報告第5号「令和4年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この事故繰越し繰越計算書は、避けがたい事故のために、令和4年度内に支出を終わらなかった県道坂小屋浦線道路整備県営事業725万7,667円、ほか3件をそれぞれ翌年度に事故繰越しをいたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしゅうございますか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第6号「令和4年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第6号「令和4年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和4年度坂町下水道事業特別会計補正予算第2号、第3号及び第4号で議決をいただきました浜宮ポンプ場耐震化事業800万円、ほか3件をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 報告第7号「令和4年度坂町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書 について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第7号「令和4年度坂町下水道事業特別会計事故繰越し繰 越計算書について」御説明を申し上げます。

この事故繰越し繰越計算書は、避けがたい事故のために令和4年度内に支出を終わらなかった横浜排水区浸水対策事業3,271万800円を翌年度に事故繰越しをいたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第7 報告第8号「令和4年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和5年度事業計画の報告について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第8号「令和4年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和 5年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、坂町 土地開発公社より令和4年度坂町土地開発公社の経営状況、令和5年度事業計画の提 出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたす ものでございます。

内容等につきましては、松谷都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさ

せますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(川本英輔議員) 松谷都市計画課長。
- ○都市計画課長(松谷展裕君) それでは、私のほうより令和4年度坂町土地開発公社 の経営状況につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。 資料の1ページ目をお開きください。

まず、令和4年度事業報告について御説明をいたします。

1の総括事業といたしましては、(1)用地取得事業はございませんでしたので、なしとしておるところでございます。

(2) の用地売却事業は、国の直轄砂防、堰堤用地といたしまして、1筆151. 07平方メートルを130万6,755円で売却をしておるところでございます。

2の経営収支の概要でございますが、収益的収入は、先ほど申しました事業収入の 130万6,755 円に、 2 ページの 4 にございますが、事業外収益の受取利息 1 万 2 千円を加えました 131万8,755 円で、収益的支出は 15万9,760 円でございました。 したがいまして、当期は 115万8,995 円の収益となっているところでございます。

3の庶務事業につきましては、理事会などの開催事項を記載しております。監査が 1回、理事会が2回でございます。

次に、2ページ目をお願いいたします。

2ページ目は令和4年度損益計算書についてでございます。

1の事業収益につきましては、公有地売却事業収益といたしまして130万6,755円、2の事業原価につきましては、公有地取得事業原価といたしまして540万7,771円となっておるところでございます。事業総利益はマイナス410万1,016円でございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては15万9,760円で、事業総利益から 差し引いた事業利益はマイナス426万776円となっております。

次に、4の事業外収益につきましては、預金の受取利息1万2千円でございます。 経営利益は事業利益と事業外収益を加えましたマイナス424万8,776円になり、当期純利益は経常利益と同額となっておるところでございます。

次に、5の事業外費用につきましては、令和4年度の借入金はございませんでした ので、支払い利息はゼロ円となっておるところでございます。 したがいまして、先ほどの事業利益マイナス426万776円にこの事業外収益1万2千円を差し引きましたマイナス424万8,776円が当期の経常利益となるものでございます。結果、マイナス424万8,776円がそのまま当期純利益となっております。

次に、3ページの令和4年度貸借対照表について御説明をさせていただく前に、関連がございますので、5ページ目の財産目録から御説明をさせていただきます。

5ページ目をお願いいたします。

財産目録につきまして御説明をさせていただきます。

普通預金は二つの金融機関で合わせまして3,909万4,775円となっております。定期預金につきましては、2口座で合わせて1,500万円となっております。

次に、現在、土地開発公社が保有する公有用地でございますが、県道代替用地といたしまして6か所、土地の資産につきましては2,800万7,744円となっております。

完成土地につきましては、森山北漁業基地の未契約分2区画の土地で、資産は2,963万2,372円でございます。

一番下の借入金につきましては、ゼロ円でございます。

それでは、改めまして3ページ目をお願いいたします。

令和4年度貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部で、1の流動資産といたしましては、先ほどご説明いたしました普通預金、定期預金、公有用地、完成土地等の資産合計が1億1,173万4,891円になります。

次に、負債の部で、1の流動負債につきまして、(1)の預かり金の84万4,4 00円は、森山北漁業基地の未契約分の契約印紙代及び登録免許税でございます。

(2) の前受金の2,963万2,372円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金で、流動負債の合計は3,047万6,772円となっております。

その下の2の固定負債につきましては、借入金がございませんでしたので、負債合計は3,047万6,772円となっておるところでございます。

次に、資本の部で、1の資本金500万円につきましては、当公社の資本金であり、 資産の部の固定資産に相当するものでございます。

2の準備金につきましては、前期繰越準備金に前期純利益を加えました準備金合計

は7,625万8,119円でございます。資本合計は8,125万8,119円で、負債資本合計は1億1,173万4,891円となり、資産合計と一致しておるところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和4年度未処分利益計算書について御説明させていただきます。

1の当期未処理分利益剰余金は、(1)の前期繰越準備金と(2)の当期純利益の合計7,625万8,119円となっております。この金額につきましては、翌年度運用を図っていくための準備金でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページはキャッシュフロー計算書でございます。

こちらは現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやす くするための財務諸表の一つとなっておるところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

令和5年度の土地開発公社事業計画について御説明をさせていただきます。

- (1) の用地取得事業につきましては、今のところ予定はございません。
- (2) の用地売却事業につきましては、坂西一丁目地内におきまして、代替地売却 事業といたしまして 2,800万7千円を計上いたしておるところでございます。

以上で、令和4年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和5年度事業計画の報告に つきまして御説明を終わらせていただきます。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

- ○11番(奥村冨士雄議員) 今の完成土地等と前受金の問題なんですけども、今、2件未契約のところがあるいうことなんですが、これの今後契約できる可能性いうのはどうなんでしょうか。
- ○議長(川本英輔議員) 松谷課長。
- ○都市計画課長(松谷展裕君) お答えいたします。

森山北漁業基地につきましては、坂町漁業組合及び組合員の方からの要望によりま して整備をいたしておるところでございます。

基本的には組合からの要望により完成しました土地でございますので、組合と協力

をして、今後、整備をしていきたいと思っております。 以上です。

○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第8 議案第36号「令和5年度坂町一般会計補正予算(第4号)」を議題に します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第36号「令和5年度坂町一般会計補正予算(第4号)」 について御説明を申し上げます。

今回の補正は急を要する案件につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に8,368万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億4,500万8千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うもの でございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルス ワクチン接種対策事業を計上いたし、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保事業を計上いたしました。

次に、歳出で、11ページの総務費、バス運行管理費では、坂町地域公共交通会議 負担金を減額をいたしました。

13ページの民生費、社会福祉総務費では、社会福祉事業者原油価格・物価高騰対策支援金を計上いたしました。

14ページからの衛生費、予防費では、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番(光岡美里議員) 13ページの保健福祉総合相談窓口開設アドバイザーについてお伺いします。

どういうアドバイザーの方が来られるのかですとか、どういう内容をやられるのか といったところの御説明をお願いします。

- ○議長(川本英輔議員) 宮本民生課長。
- ○民生課長(宮本隆一君) こちらの保健福祉総合相談窓口開設アドバイザーについて でございますが、来年度、保健福祉の総合相談窓口の開設を予定しており、こちらの 開設に関して、学識経験者とか専門家のアドバイスを受けるというふうにするための 予算を計上しております。

アドバイザーについては、広島県の社会福祉協議会から紹介していただいております県外の有識者、大学教授、地域福祉の専門家の方をお招きしてアドバイスをいただくというふうな予定としております。

以上です。

- ○議長(川本英輔議員) 光岡議員。
- ○8番(光岡美里議員) 1回で終わる事業、内容なのか、何回かに分けて継続される のかをお願いします。
- ○議長(川本英輔議員) 宮本課長。
- ○民生課長(宮本隆一君) この事業については、令和5年度、年間を通じてアドバイ ザーの方に来ていただくように、10回程度、来ていただいて、アドバイスを受ける 予定としております。

以上です。

- ○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。 向田議員。
- ○5番(向田清一議員) バス運行管理費というところで、11ページですが、坂町地域公共交通会議委員会で年に何回ほど、これ、開かれてるんでしょうか。今、これマイナスになっているんですが、ちょっとお聞かせください。
- ○議長(川本英輔議員) 松谷都市計画課長。
- ○都市計画課長(松谷展裕君) お答えいたします。

坂町地域公共交通会議につきましては、年2回を実施をしておるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。 末吉議員。
- ○6番(末吉克巳議員) 14ページの新型コロナワクチン接種、これ、一度、全協で 御説明を受けましたが、もう一度、内容のほうをお願いします。
- ○議長(川本英輔議員) 増木保険健康課長。
- ○保険健康課長(増木梨江君) 新型コロナワクチンの補正予算についての概要についてお答えをいたします。

こちらの補正予算に上げましたのは、令和5年秋の接種を行う必要経費について追加計上させていただいたものです。現在、令和5年春の接種を行っております。これは繰越明許で費用は行っておりますが、令和5年秋につきましては、今回、上げさせていただいております。

この対象者につきましては、初回接種をされた方、初回接種というのは、1回目、 2回目の接種をされた方で、5歳以上の方で接種を希望される方を対象といたしてお ります。

対象人数といたしましては、1万500人の見込みでございます。

集団接種で行いますのが大体11回でございます。あとは各医療機関での個別接種も行ってまいります。令和6年からは高齢者の方とか全て個別の医療機関で接種をしていただくことになりますことから、この秋接種につきましては、特に高齢者の方につきましては、個別の医療機関の御案内をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(川本英輔議員) 末吉議員。
- ○6番(末吉克巳議員) 対象者が初回接種を終了した5歳以上の人で、接種を希望する方との説明がありましたが、たしか春接種は初回接種が完了した65歳以上の方が対象だったと思うんですが、今回はそういった年齢制限、5歳以上の方で接種を希望する人、65歳以上じゃなければいけないとか、そういう年齢制限は今回はないいうことですかね。
- ○議長(川本英輔議員) 増木課長。

○保険健康課長(増木梨江君) この接種対象年齢につきましては、国が決めております。この春接種につきましては、65歳以上の方で、重症化リスクが高い高齢者の方ですね、それとあとは医療従事者、基礎疾患をお持ちの方ということで、この春接種を行っております。

秋の接種につきましては、やはり住民を広く対象とするということでございまして、 5歳以上の方で全ての方、65歳以上の方もこれは含まれます。こちらを国のほうが 対象といたしております。

以上でございます。

○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長(川本英輔議員) これより、議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長(川本英輔議員) 日程第9 議案第37号「嶽橋災害復旧工事変更請負契約の 締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第37号「嶽橋災害復旧工事変更請負契約の締結について」 御説明を申し上げます。 本工事につきましては、令和4年9月20日に広島ガステクノ・サービス株式会社 と4,475万9千円で契約を締結をいたしたところでございますが、工事の施工に 当たり、仮設工、掘削工の増加等、各種数量に変更が生じましたので、契約金額を1,008万2,600円増額し、5,484万1,600円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(川本英輔議員) 川上産業建設課長。
- ○産業建設課長(川上宏規君) それでは、嶽橋災害復旧工事の変更概要について、参 考資料に基づき御説明いたします。

平成30年7月豪雨により被災した嶽橋の復旧工事を令和4年9月に発注いたしまして、令和5年8月までの工期で進めているところでございます。

嶽橋の工事概要は、復旧延長6.2メートル、左右の橋台及び護岸の復旧2.5メートル、橋の形式はPC床板橋6.2メートル、防護柵設置12.4メートル、工事用仮設道路約90メートルでございます。

主な変更概要といたしましては、参考資料の裏面を御覧ください。

橋台工では、当初、砂質土と想定し、資料左側の逆T式としておりましたが、掘削時に硬岩が確認されたため、右側に示しておりますL型式橋台に構造を見直し、硬岩に定着することとしたため、橋台が小規模になったことから、150万円の減額となりました。

次に、仮設工では、資料下側の緑色の箇所について、町道に隣接する山を切り崩して拡幅し、工事用道路とするものですが、切土部の保護に関しまして地権者と交渉した結果、モルタル吹付工310平方メートルを追加し、また、地元住民からの要望により、交通誘導員を増加したことに伴い800万円の増加となりました。

掘削工につきましては、転石が確認されたことや現場条件の変更に伴う埋戻しの土量が減少したことから、残土処分費150万円の増額となりました。

青色部の既存町道の舗装は、工事に伴い損傷したコンクリート舗装90メートルの 打ち替えを行うもので、約100万円の増額となりました。

その他、民地への進入路の付替えや数量の精査に伴い、約100万円の増額、工事 全体で約1千万円の増額となりました。

増額費用につきましては、災害復旧国庫負担金が適用できることについて県と協議

済みでございます。

以上で、変更概要の説明を終わります。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

- ○10番(柚木 喬議員) 嶽橋いうんですね。随意契約を行って、契約をしたよということなんですが、これはたしか2社ぐらいの見積りも取らんといけんいうことが規約で決まってると思うんですが、今回はこれ1社のみの金額ですか。
- ○議長(川本英輔議員) 山本企画財政課長。
- ○企画財政課長(山本 保君) こちらの工事につきましては、令和2年9月28日に 入札会を実施をいたしましたが、8社ほど指名をいたしましたけども、全社が辞退を されました。その後、令和2年11月17日に、再度、また入札を実施いたしました が、その際にも全ての業者さんが辞退をされました。ということで、自治法の規定に より、随意契約をさせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(川本英輔議員) 柚木議員。
- ○10番(柚木 喬議員) あと、いわゆる増額いうのはいろいろ御説明一応あったんですけども、こういうふうな理由で増額したんよというんじゃけど、当初の8社なりなんかの内容については、何かそういう、うちだったらこうなのよいうようなことが言及されるんですか、こういう場合。過去の入札業者、辞退された業者がおるじゃないですか。今回、1千万円の増額があったじゃないですか。内容の変更があるじゃないですか。その場合は、過去、辞退された方に、ちょっとそういうような、その場合はどうするんか、全然無視してこちらのほうにかかっていくんですか、1社のほうに。ちょっとその辺の経緯を。
- ○議長(川本英輔議員) 川上産業建設課長。
- ○産業建設課長(川上宏規君) 現在契約しております広島ガステクノ様でございますが、こちらが契約者となっておりますことから、数量の増減等、追加した項目等に積み上げたもので、約1千万円の増額が生じたということでございます。あくまでも現在の契約者と、受注者との協議により増額が伴ったものでございます。
- ○議長(川本英輔議員) 柚木議員。

○10番(柚木 喬議員) ちょっと私も分からないので聞きます。

予定価格いうようなものをやっぱり提示、いわゆる行政内で提示されてると思うんですけども、議会には報告はないんですが、この予定価格いうことでも、今みたいなことははっきり、今の増額絡みのことで聞きたいんですけども、はっきり認識されてるんですか。ちょっと確認。

- ○議長(川本英輔議員) 山本課長。
- ○企画財政課長(山本 保君) 予定価格につきましては、坂町財務規則の規定により、 非公表でございますので、公開はいたしておりません。こういった増額の際には、設 計をいたしますので、そちらのほうが予定価格のようなものになるんですが、その範 囲内で契約をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

- ○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。 池脇議員。
- ○4番(池脇雅彦議員) 先ほど増額の約1千万円のうち、800万円という中で、地元から要望があった、安全確保ということで、人員をそこに投入するということになりましたけども、主に人件費が800万円というのは、ほぼそういったものなんでしょうか。
- ○議長(川本英輔議員) 川上課長。
- ○産業建設課長(川上宏規君) お答えいたします。

交通誘導員につきましては、通常2名で対応いたしておりまして、200名程度を 予定いたしておりました。約50人を増加いたしまして、人件費的には130万円程 度でございます。あと残りの670万円につきましては、仮設道路の整備に関するも ので、大きなものといたしまして、モルタル吹付工の約310平方メートルの値段が 約それぐらいになるということでございます。

以上です。

○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長(川本英輔議員) これから、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長(川本英輔議員) 日程第10 議案第38号「坂町税条例の一部改正について」 を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第38号、坂町税条例の一部改正につきまして御説明を申 し上げます。

この議案は、令和4年4月の道路交通法等の一部改正により、原動機付自転車のうち、一定の要件を満たす電動キックボード等について、特定小型原動機付自転車が新たに定義され、令和5年7月1日から施行されることに伴い、坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

- ○10番(柚木 喬議員) いわゆる電動キックボードいうものですよね。現在、これは登録はもう始まってるいう、今、何台ございますんですかね。ちょっとこの現状を説明願います。
- ○議長(川本英輔議員) 河野税務住民課長。
- ○税務住民課長(河野宏明君) 現在、今回の特定小型電動機付自転車の定義といたし

まして、車体の大きさは長さ90センチメートル以下、幅が6センチメートル以下であること、電動機としての出力が0.6キロワット以下で、時速20キロを超える速度を出せないこと、これが基準となっております。

現在、坂町においては、この基準を満たす登録されている車両はございません。 以上です。

- ○議長(川本英輔議員) 柚木議員。
- ○10番(柚木 喬議員) 初めてこれを制定されるんですけど、いわゆる登録してくれいうような広報は今からもちろんやっていくんですか。そういうことの確認を、今後のことをちょっとお聞きしたいんですが。
- ○議長(川本英輔議員) 河野課長。
- ○税務住民課長(河野宏明君) こちらの特定小型原動機付自転車については、課税されますので、これは登録をしないといけないものとなりますので、今後、広報等で周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長(川本英輔議員) これから、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長(川本英輔議員) 日程第11 発議第2号「坂町議会議員の請負の状況の公表 に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中川議員。

○9番(中川ゆかり議員) 発議第2号「坂町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」御説明いたします。

地方自治法の改正に伴い、議員と町との請負が一定金額認められたことに伴い、議員と町との間の請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に本条例を制定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

- ○議長(川本英輔議員) それでは、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
- ○議長(川本英輔議員) 発議第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手 願います。

(举 手 全 員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(川本英輔議員) 日程第12 発議第3号「総合計画調査特別委員会の設置に ついて」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

安竹議員。

○7番(安竹 正議員) 総合計画調査特別委員会の設置について御説明いたします。 発議第3号「総合計画調査特別委員会の設置について」。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切に対応するため、令和5年度議員研修及び他の市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものでございます。

委員は議員全員で、調査期間は調査が終了するまでの間とし、議会閉会中もなお開 会することができることといたします。 以上で、説明を終わります。

○議長(川本英輔議員) 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第3号を採決します。

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(川本英輔議員) ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は1 2人です。

坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員12人を委員に指名いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

全議員12人を委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に安竹 正議員、副委員長に光岡美里議員が選任されました。

日程第13 発議第4号「議会改革推進特別委員会の設置について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

奥村議員。

○11番(奥村冨士雄議員) 議会改革推進特別委員会の設置について。

発議第4号「議会改革推進特別委員会の設置について」御説明いたします。

より一層の町民の負託に応えるため、議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上など、議会基本条例に基づき、さらなる議会改革と議会の活性化について調査・研究を行うことを目的とし、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、特別委員会を設置するものでございます。

委員は議員全員で、調査期間は調査が終了するまでの間とし、議会閉会中もなお開会することができることといたします。

以上で、説明を終わります。

○議長(川本英輔議員) 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第4号を採決します。

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(川本英輔議員) ただいま設置された議会改革推進特別委員会の委員定数は1 2人です。

坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員12人を委員に指名をいた します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

全議員12人を委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時07分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に私、川本、副委員長に奥村冨士雄議員が選任されました。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長 (川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会とします。

再開は、6月6日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起 立)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(延会 午前11時07分)